

国民年金だより

国民年金保険料の納付が困難なときは学生納付特例制度の手続きを

20歳以上の方は、学生であっても国民年金に加入しなければなりません。
しかし、学生の方は一般的に所得が少ないため、ご本人の所得が一定額以下の場合、国民年金保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。

○学生納付特例制度のメリット

- ・病気やけがで障害が残った時も障害基礎年金を受けることができます。
- ・年金を受け取るために必要な期間（受給資格期間）に算入されます。

○対象となる学生は？

学校教育法に規定する大学（大学院）、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校及び各種学校（修業年限1年以上である課程）に在学する学生等で、ご本人の前年所得が次の計算式で計算した金額以下であることが条件です。

〈所得のめやす〉 118万円 + { 扶養親族等の数 × 38万円 }

国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

平成30年4月から平成31年3月までの国民年金保険料は、月額16,340円です。
保険料は、日本年金機構から送付される納付書により、金融機関・郵便局・コンビニエンスストアで納めることができます。また、クレジットカードによる納付やインターネット等を利用した納付、そして便利でお得な口座振替もあります。

日本年金機構では、保険料を納付期限までに納めていただけない方に対して、電話・文書・訪問により早期に納めていただくよう案内を行っております。

未納のまま放置されると、強制徴収の手続きによって督促を行い、指定された期限までに納付が無い場合は、延滞金が課されるだけでなく、納付義務のある方※の財産を差し押さえることがありますので、早めの納付にご協力をお願いします。

所得が少ないなど保険料の納付が困難な場合は、保険料が免除・猶予される制度がありますので、市（区）町村の国民年金窓口へご相談するようお願いいたします。

※納付義務のある方とは、被保険者本人、連帯して納付する義務を負う配偶者及び世帯主です。

◇マイナンバーでの手続きが可能になりました

平成30年3月5日より、年金請求の手続きや諸変更等の手続きが基礎年金番号だけでなく、マイナンバーで行うことが可能になりました。マイナンバーにより各種手続きを行う場合は、マイナンバー法による本人確認を行う必要があります。

そのため、①マイナンバーが正しい番号であることの確認（番号確認）と②マイナンバーを提出する方がマイナンバーの正しい持ち主であることの確認（身元確認）を下記の書類等で確認させていただきます。

- ①番号確認書類…マイナンバーカード、通知カード、マイナンバーが記載された住民票の写し
- ②身元確認書類…マイナンバーカード、運転免許証、旅券など



◆問い合わせ先 仙台北年金事務所 ☎224-0891 / 住民生活課 ☎341-8512

4月から 国民健康保険の制度と保険税率が変わります

制度改正

国民健康保険は、高齢者や低所得者の加入割合が高くなるという構造的問題を抱えており、今後の国民健康保険を安定的・効率的に運営するために、都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村とともに国民健康保険の運営を担うこととなりました。

都道府県の役割	市町村の役割
市町村ごとの国保事業費納付金を決定	国保事業費納付金を都道府県に納付
国保運営方針に基づき、事務の効率化、標準化、広域化を推進	資格を管理（被保険者証等の発行）
市町村ごとの標準保険料率を算定・公表	標準保険料率等を参考に保険料率を決定 保険料（税）の賦課・徴収
保険給付費等交付金の市町村への支払い	保険給付の決定、支給 保健事業を実施

【制度が変わることでの変更点】

○被保険者証の様式が変わります。

4月以降、新たな様式に変更となりますが、今までの被保険証は有効期限まで使用できるため、村では8月の一斉更新からの変更を予定しています。

※資格の取得や喪失、高額療養費などの保険給付の支給申請、国民健康保険税に関する事などは、今までどおり市町村窓口で行います。

◆問い合わせ先 住民生活課 ☎341-8512

国民健康保険税率改正

4月から制度が改正され、県より示される標準保険料率を参考に、国民健康保険税を決定することとなりました。

平成29年度までの国民健康保険税は、「医療給付費分」「後期高齢者支援金分」「介護納付金分」を課税額とし、区分を「所得割」「資産割」「均等割」「平等割」の4つの区分（4方式）で課税算定しておりました。

平成30年度からの区分は「資産割」を除いた、「所得割」「均等割」「平等割」の3つの区分（3方式）で、下記の税率によって計算されます。

区 分	医療給付費分		後期高齢者支援金分		介護納付金分	
	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度	平成29年度	平成30年度
所 得 割	5.90%	5.90%	1.60%	2.00%	1.20%	1.90%
資 産 割	27.00%	—	8.00%	—	5.00%	—
均 等 割	22,500円	24,000円	6,000円	8,400円	7,000円	11,000円
平 等 割	27,000円	18,000円	7,000円	6,000円	7,800円	5,000円

※所得割：課税標準額（総所得金額から基礎控除を差し引いた額）に乗ずる割合

※資産割：土地家屋にかかる固定資産税額に乗ずる割合【平成30年度からは除く】

※均等割：被保険者一人当たり

※平等割：一世帯当たり

◆問い合わせ先 税務課 ☎341-8513

